

◎特定秘密の保護に関する法律及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

○特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第二百八号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（目的）	
第一条	この法律は、国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、デジタル社会の発展に伴いその漏えい等の危険性が懸念される中で、我が国の安全保障（国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。）に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えい等の防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。	この法律は、国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、デジタル社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の安全保障（国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。）に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。
（特定秘密の指定）		
第三条	〔略〕	〔略〕
2		
一 政令で定めるところにより、特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の		

知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を
いう。以下この号において同じ。）若しくは物件又は当該情報
を化体する物件（第二十四条の三第一項において「特定秘密文
書等」という。）に特定秘密の表示（電磁的記録にあつては、当
該表示の記録を含む。）をすること。

二　【略】

3　【略】

（行政機関の長による適性評価の実施）

第十二条　【略】

2　適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」と
いう。）について、次に掲げる事項についての調査を行い、その
結果に基づき実施するものとする。

一　特定有害活動（公になつていな情報のうちその漏えいが我
が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するた
めの活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくは
これらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することがで
きるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使
用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認め
られる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であ
つて、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民
の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。別
表第三号において同じ。）及びテロリズム（政治上その他の主

知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を
いう。以下この号において同じ。）若しくは物件又は当該情報
を化体する物件に特定秘密の表示（電磁的記録にあつては、当
該表示の記録を含む。）をすること。

二　【略】

3　【略】

（行政機関の長による適性評価の実施）

第十二条　【略】

2　適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」と
いう。）について、次に掲げる事項についての調査を行い、その
結果に基づき実施するものとする。

一　特定有害活動（公になつていな情報のうちその漏えいが我
が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するた
めの活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくは
これらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することがで
きるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使
用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認め
られる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であ
つて、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民
の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。別
表第三号において同じ。）及びテロリズム（政治上その他の主

義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。同表第四号において同じ。)との関係に関する事項(評価対象者の国籍(過去に有していた国籍を含む。以下この号において同じ。)及び外国への渡航又は外国における居住の経験その他の外国との関連性に係る事情並びに評価対象者の家族(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)及び兄弟姉妹並びにこれらの人以外の配偶者の父母及び子をいう。以下この号において同じ。)、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。以下この号において同じ。)及び同居人(家族を除く。)の氏名、生年月日、国籍(過去に有していた国籍を含む。)及び住所を含む。)

二〇七 [略]

3・4 [略]

(関係行政機関の協力)

第二十条 関係行政機関の長は、特定秘密の指定、適性評価の実施その他この法律の規定により講ずることとされる措置に関し、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものの漏えい等を防止するため、相互に協力するものとする。

第二十三条の二 特定秘密の取扱いの業務に従事する者が、外国の利益若しくは自己の不正の利益を図る目的で、又は我が国の安全

義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。同表第四号において同じ。)との関係に関する事項(評価対象者の家族(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)及び兄弟姉妹並びにこれらの人以外の配偶者の父母及び子をいう。以下この号において同じ。)及び同居人(家族を除く。)の氏名、生年月日、国籍(過去に有していた国籍を含む。)及び住所を含む。)

二〇七 [略]

3・4 [略]

(関係行政機関の協力)

第二十条 関係行政機関の長は、特定秘密の指定、適性評価の実施その他この法律の規定により講ずることとされる措置に関し、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものの漏えい等を防止するため、相互に協力するものとする。

[新設]

を害し、若しくは国民の生命若しくは身体に危害を及ぼすおそれがあることを知りながら、その業務により知得した特定秘密を、外国の政府、軍隊その他これに類する組織、地方公共団体若しくは政党（以下「外国政府等」という。）又は外国政府等との契約若しくは外国の法令に基づき外国政府等による情報収集活動に協力する義務を負う個人若しくは法人その他の団体（以下「情報収集義務者」という。）に漏らしたときは、一年以上の有期拘禁刑に処し、又は情状により一年以上の有期拘禁刑及び二千万円以下の罰金に処する。特定秘密の取扱いの業務に従事しなくなつた後においても、同様とする。

2 第四条第五項、第九条、第十条又は第十八条第四項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を得た者が、外国の利益若しくは自己の不正の利益を図る目的で、又は我が国の安全を害し、若しくは国民の生命若しくは身体に危害を及ぼすおそれがあることを知りながら、これを外国政府等又は情報収集義務者に漏らしたときは、七年以下の拘禁刑に処し、又は情状により七年以下の拘禁刑及び七百万円以下の罰金に処する。第十条第一項第一号ロに規定する場合において提示された特定秘密について、当該特定秘密の提示を受けた者が、外国の利益若しくは自己の不正の利益を図る目的で、又は我が国の安全を害し、若しくは国民の生命若しくは身体に危害を及ぼすおそれを知りながら、これを外国政府等又は情報収集義務者に漏らしたときも、同様とする。

3| 前二項の罪の未遂は、罰する。

第二十四条 外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。次項及び第二十四条の三第一項において同じ。）その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為により、特定秘密を取得した者は、十年以下の拘禁刑に処し、又は情状により十年以下の拘禁刑及び千万円以下の罰金に処する。

2| 外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為その他の特定秘密を保有する者を害する行為により、特定秘密を取得した者が、これを外国政府等又は情報収集義務者に漏らしたときは、一年以上の有期拘禁刑に処し、又は情状により一年以上の有期拘禁刑及び二千万円以下の罰金に処する。

3| 前二項の罪の未遂は、罰する。

前三項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の

第二十四条 外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為により、特定秘密を取得した者は、十年以下の拘禁刑に処し、又は情状により十年以下の拘禁刑及び千万円以下の罰金に処する。

〔新設〕

3| 2| 前項の罪の未遂は、罰する。

前三項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の

罰則の適用を妨げない。

第二十四条の二 第二十三条の二第一項若しくは第二項又は前条第二項の規定の適用がある場合を除き、外国の利益若しくは自己の不正の利益を図る目的で、又は我が国の安全を害し、若しくは国民の生命若しくは身体に危害を及ぼすおそれがあることを知りながら、特定秘密を外国政府等又は情報収集義務者に漏らした者は、五年以下の拘禁刑に処し、又は情状により五年以下の拘禁刑及び五百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第二十四条の三 外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全を害し、若しくは国民の生命若しくは身体に危害を及ぼす目的で、財物の損壊、施設への侵入、不正アクセス行為その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為により特定秘密文書等を毀棄した者は、十年以下の拘禁刑に処し、又は情状により十年以下の拘禁刑及び千万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 前二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

第二十五条 第二十三条の二第一項又は第二十四条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動^{せん}した者は、七年以下の拘禁刑に処する。

2 第二十三条第一項、第二十三条の二第二項、第二十四条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の拘禁刑に処する。

罰則の適用を妨げない。
〔新設〕

〔新設〕

第二十五条 〔新設〕

第二十三条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動^{せん}した者は、五年以下の拘禁刑に処する。

3 第二十三条第二項又は第二十四条の二第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の拘禁刑に処する。

第二十六条 第二十三条第三項、第二十三条の二第三項、第二十四条第三項、第二十四条の二第二項若しくは第二十四条の三第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第二十三条第一項若しくは第二項、第二十三条の二第一項若しくは第二項、第二十四条第一項若しくは第二項、第二十四条の二第一項若しくは第二十四条の三第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

第二十六条 第二十三条第三項若しくは第二十四条第二項若しくは前条の罪を犯した者のうち第二十三条第一項若しくは第二項若しくは第二十四条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

第二十七条 第二十三条の罪は、日本国外において同条の罪を犯してこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 第二十四条から第二十五条までの罪は、刑法第二条の例に従う。

2 第二十四条及び第二十五条の罪は、刑法第二条の例に従う。

改 正 案	現 行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大している中で、重要経済基盤に関する情報であつて我が国の安全保障（外部からの侵略等の脅威に対する情報）に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。）を確保するために特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護及び活用に関し、重要経済安保情報の指定、我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者への重要経済安保情報の提供、重要経済安保情報の取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えい等の防止を図り、もつて我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大している中で、重要経済基盤に関する情報であつて我が国の安全保障（外部からの侵略等の脅威に対する情報）に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。）を確保するために特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護及び活用に関し、重要経済安保情報の指定、我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者への重要経済安保情報の提供、重要経済安保情報の取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もつて我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。</p>
<p>（重要経済安保情報の指定）</p> <p>第三条　〔略〕</p> <p>2</p> <p>一 政令で定めるところにより、重要経済安保情報である情報を</p>	<p>（重要経済安保情報の指定）</p> <p>第三条　〔略〕</p> <p>2</p> <p>一 政令で定めるところにより、重要経済安保情報である情報を</p>

記録する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下この号において同じ。）若しくは物件又は当該情報を化体する物件（第二十四条の三第一項において「重要経済安保情報文書等」という。）に重要経済安保情報の表示（電磁的記録にあつては、当該表示の記録を含む。）をすること。

3
二　【略】

（行政機関の長による適性評価の実施）

第十二条　【略】

2　適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査（以下この条及び第十六条第一項において「適性評価調査」という。）を行い、その結果に基づき実施するものとする。

一　重要経済基盤毀損活動（重要経済基盤に関する公になつていな情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動その他の活動であつて、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、重要経済基盤に関して我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるもの並びに重要経済基盤に支障を生じさせるための活動であつて、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人

記録する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下この号において同じ。）若しくは物件又は当該情報を化体する物件に重要経済安保情報の表示（電磁的記録にあつては、当該表示の記録を含む。）すること。

3
二　【略】

（行政機関の長による適性評価の実施）

第十二条　【略】

2　適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査（以下この条及び第十六条第一項において「適性評価調査」という。）を行

を当該主義主張に従わせ、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で行われるものという。)との関係に関する事項(評価対象者の国籍(過去に有していた国籍を含む。以下この号において同じ。)及び外国への渡航又は外国における居住の経験その他の外国との関連性に係る事情並びに評価対象者の家族(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの人以外の配偶者の父母及び子をいう。以下この号において同じ。)及び同居人(家族を除く。)の氏名、生年月日、国籍及び住所を含む。)

二一七 [略]

3~8 [略]

(関係行政機関の協力)

第二十条 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、重要經濟安保情報の指定、適性評価の実施、適合事業者の認定その他この法律の規定により講ずることとされる措置に関し、重要經濟基盤保護情報であつて特に秘匿することが必要であるものの漏えい等を防止するため、相互に協力するものとする。

第二十三条の二 重要經濟安保情報の取扱いの業務に従事する者が、外国の利益若しくは自己の不正の利益を図る目的で、又は我が国の安全を害し、若しくは国民の生命若しくは身体に危害を及

を当該主義主張に従わせ、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で行われるものという。)との関係に関する事項(評価対象者の家族(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの人以外の配偶者の父母及び子をいう。以下この号において同じ。)及び同居人(家族を除く。)の氏名、生年月日、国籍(過去に有していた国籍を含む。)及び住所を含む。)

二一七 [略]

3~8 [略]

(関係行政機関の協力)

第二十条 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、重要經濟安保情報の指定、適性評価の実施、適合事業者の認定その他この法律の規定により講ずることとされる措置に関し、重要經濟基盤保護情報であつて特に秘匿することが必要であるものの漏えい等を防止するため、相互に協力するものとする。

[新設]

ばすおそれがあることを知りながら、その業務により知り得た重要経済安保情報を、外国の政府、軍隊その他これに類する組織、地方公共団体若しくは政党（以下「外国政府等」という。）又は外国政府等との契約若しくは外国の法令に基づき外国政府等による情報収集活動に協力する義務を負う個人若しくは法人その他の団体（以下「情報収集義務者」という。）に漏らしたときは、七年以下の拘禁刑若しくは七百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。重要経済安保情報の取扱いの業務に従事しなくなつた後においても、同様とする。

2 第四条第五項、第八条、第九条、第十条第五項若しくは第六項又は第十八条第四項の規定により提示され、又は提供された重要経済安保情報について、当該提示又は提供の目的である業務により当該重要経済安保情報を知り得た者が、外国の利益若しくは自己の不正の利益を図る目的で、又は我が国の安全を害し、若しくは国民の生命若しくは身体に危害を及ぼすおそれがあることを知りながら、これを外国政府等又は情報収集義務者に漏らしたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第九条第一項第一号ロに規定する場合において提示された重要経済安保情報について、当該重要経済安保情報の提示を受けた者が、外国の利益若しくは自己の不正の利益を図る目的で、又は我が国の安全を害し、若しくは国民の生命若しくは身体に危害を及ぼすおそれがあることを知りながら、これを外国政府等又は情報収集義務者に漏らしたときも、同様とする。

3| 前二項の罪の未遂は、罰する。

第二十四条 外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。次項及び第二十四条の三第一項において同じ。）その他の重要経済安保情報を保有する者の管理を害する行為により、重要経済安保情報を取得したときは、当該違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2| 外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的

で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為その他の重要経済安保情報を保有する者の管理を害する行為により、重要経済安保情報を取得した者が、これを外国政府等又は情報収集義務者に漏らしたときは、七年以下の拘禁刑若しくは七百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3| 前二項の罪の未遂は、罰する。

4| 前二項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の

第二十四条 外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の重要経済安保情報を保有する者の管理を害する行為により、重要経済安保情報を取得したときは、当該違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

〔新設〕

3| 2| 前項の罪の未遂は、罰する。

4| 前二項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の

罰則の適用を妨げない。

第二十四条の二 第二十三条の二第一項若しくは第二項又は前条第

二項の規定の適用がある場合を除き、外国の利益若しくは自己の不正の利益を図る目的で、又は我が国の安全を害し、若しくは国民の生命若しくは身体に危害を及ぼすおそれがあることを知りながら、重要経済安保情報を外国政府等又は情報収集義務者に漏らした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2| 前項の罪の未遂は、罰する。

第二十四条の三 外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全を害し、若しくは国民の生命若しくは身体に危害を及ぼす目的で、財物の損壊、施設への侵入、不正アクセス行為その他の重要経済安保情報を保有する者の管理を害する行為により重要経済安保情報文書等を毀棄したときは、当該違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2| 前項の罪の未遂は、罰する。

3| 前二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

第二十五条 第二十三条の二第一項又は第二十四条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の

拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

2| 第二十三条第一項、第二十三条の二第二項、第二十四条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円

罰則の適用を妨げない。

〔新設〕

〔新設〕

第二十五条

〔新設〕

第二十三条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円

動した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

3| 第二十三条第二項又は第二十四条の二第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第二十三条第三項、第二十三条の二第三項、第二十四条第三項、第二十四条の二第二項若しくは第二十四条の三第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第二十三条第一項若しくは第二十四条第二項若しくは第二十三条の二第一項若しくは第二項、第二十四条第一項若しくは第二項、第二十四条の二第一項若しくは第二十四条の三第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

第二十七条 第二十三条及び第二十三条の二の規定は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 第二十四条から第二十五条までの罪は、刑法第二条の例に従う。

第二十八条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十三条第一項若しくは第三項（同条第一項に係る部分に限る。）、第二十三条の二第一項若しくは第三項（同条第一項に係る部分に限る。）、第二十四条第一項から第三項まで又は第二十四条の三第一項若しくは第二項の違反行為をしたと

以下の罰金に処する。

2| 第二十三条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第二十三条第三項若しくは第二十四条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第二十三条第一項若しくは第二項若しくは第二十四条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

第二十七条 第二十三条の規定は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 第二十四条及び第二十五条の罪は、刑法第二条の例に従う。

第二十八条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十三条第一項若しくは第三項（同条第一項に係る部分に限る。）、第二十三条の二第一項若しくは第三項（同条第一項に係る部分に限る。）、第二十四条第一項から第三項まで又は第二十四条の三第一項若しくは第二項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

きは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

2

〔略〕

改 正 案	現 行
<p>第一百二条の十五 各議院の情報監視審査会から調査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密又は重要経済安保情報の提出（提示を含むものとする。以下第百四条の三までにおいて同じ。）を求めたときは、その求めに応じなければならぬ。</p> <p>② 前項の場合における特定秘密保護法及び重要経済安保情報保護法の規定の適用については、特定秘密保護法第十条第一項第一号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条」とあるのは「第一百二条の十五第一項」と、「審査又は調査であつて、国会法第五十二条第二項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「調査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第二十三条第二項及び第二十三条の二第二項中「第十条」とあるのは「、第十条（国会法第二百二条の十五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、重要経済安保情報保護法第九条第一項第一号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査</p>	<p>第一百二条の十五〔略〕</p> <p>② 前項の場合における特定秘密保護法及び重要経済安保情報保護法の規定の適用については、特定秘密保護法第十条第一項第一号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条」とあるのは「第一百二条の十五第一項」と、「審査又は調査であつて、国会法第五十二条第二項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「調査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第二十三条第二項中「第十条」とあるのは「、第十条（国会法第二百二条の十五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、重要経済安保情報保護法第九条第一項第一号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査</p>

会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第一百四条第一項」（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条」とあるのは「第一百二条の十五第一項」と、「審査又は調査であつて、国会法第五十二条第二項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「調査（公開しないで行われるものに限る。）」と、重要経済安保情報保護活用法第二十三条第二項及び第二十三条の二第二項中「、第九条」とあるのは「、第九条（国会法第一百二条の十五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

③～⑤ [略]

第一百二条の十七 情報監視審査会は、第一百四条の二（第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。
② 各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密又は重要経済安保情報の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。
③ 前項の場合における特定秘密保護法及び重要経済安保情報保護活用法の規定については、特定秘密保護法第十条第一項第

会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第一百四条第一項」（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条」とあるのは「第一百二条の十五第一項」と、「審査又は調査であつて、国会法第五十二条第二項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「調査（公開しないで行われるものに限る。）」と、重要経済安保情報保護活用法第二十三条第二項中「、第九条」とあるのは「、第九条（国会法第一百二条の十五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

③～⑤ [略]

第一百二条の十七 [略]

② [略]

③ 前項の場合における特定秘密保護法及び重要経済安保情報保護活用法の規定については、特定秘密保護法第十条第一項第

一号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第一百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）」又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条」とあるのは「第一百二条の十七第二項」と、「審査又は調査であつて、国会法第五十二条第二項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）」又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第二十三条第二項及び第二十三条の二第二項中「第十一条」とあるのは「、第十条（国会法第二百二条の十七第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、重要経済安保情報保護法第九条第一項第一号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」と、「第一百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）」又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条」とあるのは「第一百二条の十七第二項」と、「審査又は調査であつて、国会法第五十二条第二項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）」又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、重要経済安保情報保護法第二十三条第二項中「、第九条」とあるのは「、第九条（国会法第二百二条の十七第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」

一号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第一百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）」又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条」とあるのは「第一百二条の十七第二項」と、「審査又は調査であつて、国会法第五十二条第二項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）」又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、重要経済安保情報保護法第二十三条第二項中「、第九条」とあるのは「、第九条（国会法第二百二条の十七第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」

(国会法第二百二十二条の十七第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

④～⑦^{〔略〕}

えて適用する場合を含む。)」とする。

④～⑦^{〔略〕}

○議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五条）（抄）（附則第七条第二号関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第五条の三 情報監視審査会は、前条の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。</p> <p>② 各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密又は重要経済安保情報の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。</p> <p>③ 前項の場合における特定秘密保護法及び重要経済安保情報保護法の規定の適用については、特定秘密保護法第十条第一項第一号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第一百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条」とあるのは「議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第五条の三第二項」と、「審査又は調査であつて、国会法第五十二条第二項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審</p>	<p>第五条の三 【略】</p> <p>② 【略】</p> <p>③ 前項の場合における特定秘密保護法及び重要経済安保情報保護法の規定の適用については、特定秘密保護法第十条第一項第一号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第一百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条」とあるのは「議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第五条の三第二項」と、「審査又は調査であつて、国会法第五十二条第二項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審</p>

査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第二十三条第二項及び第二十三条の二第二項中「、第十条」とあるのは「、第十条（議院における証人の宣誓及び証言等に関する規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、重要経済安保情報保護活用法第九条第一項第一号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条」とあるのは「議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第五条の三第二項」と、「審査又は調査であつて、国会法第五十二条第二項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は第六十二条の四第一項において準用する場合を含む。」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、重要経済安保情報保護活用法第二十三条第二項及び第二十三条の二第二項中「、第九条」とあるのは「、第九条（議院における証人の宣誓及び証言等に関する規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

④ ⑨
〔略〕

査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第二十三条第二項中「、第十条」とあるのは「、第十条（議院における証人の宣誓及び証言等に関する規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、重要経済安保情報保護活用法第九条第一項第一号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条」とあるのは「議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第五条の三第二項」と、「審査又は調査であつて、国会法第五十二条第二項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、重要経済安保情報保護活用法第二十三条第二項中「、第九条」とあるのは「、第九条（議院における証人の宣誓及び証言等に関する規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

④ ⑨
〔略〕